

安城市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

安城市長 三星元人

安城市規則第106号

安城市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

安城市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和50年安城市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第4号中「及び」の次に「条例第4条第4項第2号に規定する書面（保証人欄）並びに」を、「印鑑登録廃止申請書」の次に「及び条例第4条第4項第2号に規定する書面（保証人欄）」を加える。

様式第1から様式第3までを次のように改める。

様式第1（第8条関係）

印鑑登録申請書

印鑑登録証明書交付申請書

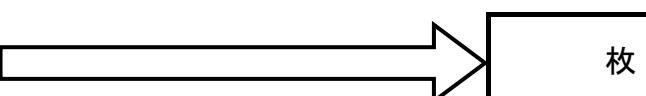
年 月 日

安城市長

| | | | | |
|------------------------------------|------|------------------------------|------|-------|
| 窓口に来た人（身分証明書等本人確認ができるものを提示してください。） | | | | |
| <input type="checkbox"/> 本人 | | <input type="checkbox"/> 代理人 | | |
| 代理人 | 住 所 | | | |
| | ふりがな | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏 名 | | | |
| | | 電話番号 | | |
| 登録する人 | 住 所 | | | |
| | ふりがな | | 登録印 | |
| | 氏 名 | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | | |
| | 電話番号 | | | |

※保証人による本人確認に基づき登録する場合は、保証人による裏面の記入が必要です。

印鑑登録証明書も必要な場合



| | |
|------|----------------|
| 登録番号 | 私が登録証を受け取りました。 |
| | 年 月 日 |
| | 氏 名 _____ |

※保証人になることができるのは、現に安城市に印鑑登録をしている人です。

この印鑑登録の申請者（表面の登録する人欄に記載されている者）は、本人に相違ないことを保証します。

年 月 日

| | | | |
|-------------|------|--|---------------|
| 保 証 人 | 住 所 | | 保証人の 登 錄 印 |
| | ふりがな | | |
| | 氏 名 | | |

様式第2（第8条関係）

印鑑登録証明書交付申請書

印鑑登録証を必ず添えて申請してください。

年 月 日

安城市長

どなたのものが必要ですか。

| | | | |
|------|-------|------|---|
| 登録番号 | | 必要枚数 | 枚 |
| 住 所 | | | |
| ふりがな | | | |
| 氏 名 | | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | | |
| 電話番号 | | | |

窓口に来た人（身分証明書等本人確認ができるものを提示してください。）

本人（上記に同じ。）

代理 人

| | | |
|------|------|---------------------------------|
| 代理 人 | 住 所 | <input type="checkbox"/> 上記に同じ。 |
| | ふりがな | |
| | 氏 名 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 電話番号 | |

様式第3（第8条関係）

印鑑登録証亡失届
印鑑登録廃止申請書

年 月 日

安城市長

| | | | | |
|------------------------------------|-----------|------------------------------|------|-------|
| 窓口に来た人（身分証明書等本人確認ができるものを提示してください。） | | | | |
| <input type="checkbox"/> 本人 | | <input type="checkbox"/> 代理人 | | |
| ※代理人の場合は、本人からの委任状が必要です。 | | | | |
| 代理人 | 住 所 | | | |
| | ふりがな | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 氏 名 | | 電話番号 | | |
| 廃止する人 | 住 所 | | | |
| | ふりがな | | 登録番号 | |
| | 氏 名 | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | | |
| | 電話番号 | | | |
| 廃止理由 | 1 登録証の亡失 | 3 登録印鑑の変更 | | |
| | 2 登録印鑑の亡失 | 4 その他（ ） | | |

※保証人になることができるのは、現に安城市に印鑑登録をしている人です。

この印鑑登録証の亡失の届出又は印鑑登録の廃止の申請をする者（表面の廃止する人欄に記載されている者）は、本人に相違ないことを保証します。

年 月 日

| | | | |
|-------------|------|--|---------------|
| 保 証 人 | 住 所 | | 保証人の 登 錄 印 |
| | ふりがな | | |
| | 氏 名 | | |

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月4日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式第1から様式第3までの規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の様式第1から様式第3までの規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。